

平成 29 年度東京都入札監視委員会第 7 回制度部会審議概要

開催日及び場所	平成 30 年 3 月 12 日（月） 東京都庁第一本庁舎 16 階特別会議室 S6	
出席委員	上智大学大学院法学研究科教授（部会長） 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授 （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所）	楠 茂 樹 小 澤 一 雅 仲 田 裕 一 原 澤 敦 美 （敬称略・計 4 名）
審議事項	(1)入札契約制度改革に係る検証結果報告書について	
議案の概要	(1)本年度 6 月下旬から試行を開始している入札契約制度改革について、検証結果を取りまとめた報告書案について、審議を行った。	
委員会による審議結果報告	審議した内容に則り、検証結果報告書を取りまとめ、入札監視委員会へ報告することを確認した。	
事務局からの報告	本年度 6 月下旬から試行を開始している入札契約制度改革について、検討の経緯、試行状況とその検証について、報告を行った。	
委員からの意見等の概要	<p>議案(1)について</p> <p>①予定価格の事後公表について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応札者数別の落札率は、前年度との比較を行うこと。 ○ 今回の検証は、平成 28 年度と 29 年度の数字を比較してマクロに分析しており、市況の違い等は考慮できていないことを確認しておく。 ○ 不良不適格業者の排除という目的は妥当だと思うが、低い価格帯の工事における不調は深刻で、中小企業の団体からは費用対効果の面で積算したくないとの声もあった。 ○ 事後公表にして狙いどおり 100%近くの落札率案件が大きく減少したこと、不良不適格業者の排除、品質の確保などの制度そのもののメリット、国も事後公表を推奨していることなどを考えると、今後も、原則として事後公表を継続すべきである。 ○ 中小企業への一定の配慮の必要性については理解できるところであり、不調対策の面からも、契約制度の原則を踏まえつつ、積算の負担軽減の方策を検討することは否定するものではない。 ○ 積算資料の充実とともに、情報漏えい対策については、引き続き適切に実施していくべきである。 <p>②JV 結成義務の撤廃について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ JV 結成義務撤廃は規制緩和であり、JV を選択制にしたことで、参加者が増えていることは好影響であるし、要件の緩和により中小の単体受注といった 	

効果が出ている。

- J Vの目的が中小の育成であるなら、J V以外の別の形でも実現できる可能性があるため、今後は中小育成の効果を確認すべきである。
- 混合入札にして、より多くの事業者が入札に参加しやすい環境を整備し、競争を活発にするという点で大きな効果が出ている一方、心配された中小企業の受注実績は、全体としては、それほど大きく落ち込んでいない。
- 受注者が自ら、単体で参加するかJ Vで参加するかを選択できる混合入札の方が望ましい。
- 中小企業の育成という観点から、J V結成のインセンティブを高める取組や技術研鑽の機会を確保する取組を検討すべきである。
- 中小企業が単体で大規模な案件にチャレンジできる環境の整備は、意欲と能力のある中小を応援すること、品確法で定める将来の担い手の確保・育成に寄与するものであり、引き続き進めるべきである。
- チャレンジ機会の促進という観点から、J Vの第一順位と単体の条件を揃えて、中小同士のJ Vを認めるべきである。

③一者入札の中止について

- 一者入札への対応は、その原因を分析して対処を考えるべきである。
- 1者入札の中止は都の事業執行の遅れを招き、ひいては都民サービスの低下に繋がる恐れが高い。
- 他者の動向で入札がストップするというリスクにより、事業者が安心して入札に参加できず、かえって参加意欲を損なうことに繋がりがかねない。
- 案件ごとの応札者数は、発注のタイミング、地域性、施工の困難度、発注者の設定する条件等により影響を受けるもので、1者以下の場合に一律に中止することは疑問である。
- 1者以下となる原因分析に力を入れて、次回以降の同種の案件の発注では最初から1者入札にならないよう工夫することが重要である。
- 予定価格の事後公表などの取組により1者・落札率 99.9%のような案件は減少していることも踏まえると、1者以下の場合に例外的に中止する規定の設置や、本制度をこのまま継続すること自体が望ましいのかも含めて抜本的に再考すべきである。
- この改革の発端となった大型工事にのみ適用するなど、止めるのが合理的な場合を吟味してほしい。

④低入札価格調査制度の適用範囲の拡大について

- 改正品確法では、発注者はダンピング対策を徹底することが求められており、今後も厳格な低入札価格調査を引き続き実施していくべきである。
- 低入札価格調査の案件は結果として100%失格であることをもって、最低制限価格制度を主とする運用でよいのではとの意見もあるが、自治法上の原則は、あくまでも低入札価格調査制度である。
- 最低制限価格制度ありきではなく、工事の規模や難易度、受発注者の事務負担等も考慮して、現行のとおり両制度の使い分けで対応すべきである。

- 国の対応なども注視しつつ、より事務負担の少ない形での低入札価格調査の充実を検討すべきである。
- ⑤今後の検討課題（案）について
 - 入札監視委員会として、制度改革の4つの柱以外にもより多くの課題に対応し、よりよい入札契約制度を構築するために都へ検討を要望するものである。
 - 総合評価については、実施方針の4つの柱からは抜けたが、最大の発注者として責任を持って検討を進めてほしい。発注時期の平準化も同様である。
 - 今回の改革にあたっての議論もそうだが、制度の中で「入札」ばかり注目されているが、「契約」の方法についても、世界に目を向ければ多様な事例がある。契約のあり方についても検討が必要である。
 - 都は最大の発注者であると同時に、多数の技術者を抱えている。都の現場の技術者を有効に活用し、その役割を高めるため、技術力を向上させていくことが必要である。
 - 適正な予定価格の設定は、個人の意識に任せるのではなく、組織での対応や仕組みづくりが重要である。平準化についても、現場の声を聞きながら、うまく調整を進める仕組みを構築して欲しい。
 - 報告書への記載方法については、項目別を書くのか、文章に盛り込む形にするかを含めて検討し、報告する。

[その他]

特になし